設　計	検　算	係　長	課長補佐	課　長	副部長	部　長

令和　8　年度　　第　　号

春野町32号線外舗装工事　　（見積参考資料）

・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではない。
・ 入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

工事場所	高知市　春野町　東諸木		道　路　維　持　課
施工方法	請負	工事日数　　日 （完成日 令 和 9 年 1 月 31 日）	

設計金額　　円

内訳

工　事　費　　円

消費税及び地方消費税相当額　　円

工事請負対象金額　　円

消費税及び地方消費税相当額抜きの工事請負対象金額　　円

摘　要

工事施工理由

本工事を施工することにより道路機能を回復させ、車両の円滑な通行および、路面排水の向上を図るものである。

工事の大要

春野町32、876号線　施工延長　L=126.2m　幅員　W=1.7～3.9m

舗装工	不陸整正（W=1.4m未満）（補足材28mm以上34mm未満）	A=	28	㎡
	不陸整正（W=1.4m以上3.0m以下）（補足材28mm以上34mm未満）	A=	190	㎡
	上層路盤（ｔ=10cm）	A=	79	㎡
	表層（平均幅員1.4m未満）（ｔ=4cm）	A=	107	㎡
	表層（平均幅員1.4m以上3.0m以下）（ｔ=4cm）	A=	190	㎡

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
本工事費					
道路維持･修繕					
道路維持					
舗装工事					
春野町32号線、春野町876号線					
作業土工	式	1			明細表　第1号
舗装工	式	1			明細表　第2号
仮設工	式	1			明細表　第3号
直接工事費計					
共通仮設費率分	式	1			

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費					

明細表　第　1号
作業土工

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
舗装版切断 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 ,15cm以下 ,しない<標準>(全ての費用)	m	5			施工Ｐ　第 1 号
側溝清掃車運搬 L=12.6 km	m3	0.1			単価表　第 1 号
処分料 ｶｯﾀｰ汚泥 汚泥-1	t	0.1			処分費
舗装版破砕積込(小規模土工) しない<標準>(全ての費用)	m2	223			施工Ｐ　第 2 号
殻運搬 舗装版破砕 ,機械積込(小規模土工) ,DID区間無し ,7.0km以下 ,しない<標準>(全ての費用)	m3	9			施工Ｐ　第 3 号
処分料 再生ﾌﾟﾗﾝﾄ(As) 再生AS-4	m3	9			処分費
床掘り 土砂 ,上記以外(小規模) ,しない<標準>(全ての費用)	m3	8			施工Ｐ　第 4 号
土砂等運搬 小規模 ,ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.13m3 ,土砂(岩塊･玉石混り土含む) ,DID区間無し ,4.5km以下	m3	8			施工Ｐ　第 5 号
残土処分費 ㈱大谷興産 高知市春野町芳原	m3	8			処分費
1　式　　当り					

明細表　第　2号
舗装工

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
不陸整正(W=1.4m未満) RM-30 補足材平均厚さ 28mm以上34mm未満	m²	28			
不陸整正(W=1.4m以上3.0m以下) RM-30 補足材平均厚さ 28mm以上34mm未満	m²	190			
上層路盤(歩道部) 100 mm,1層施工 ,再生粒度調整砕石 RM-30 ,しない<標準>(全ての費用)	m²	79			施工Ｐ　第 6 号
表層(車道･路肩部) 平均幅員1.4m未満(仕上厚50mm以下) ,40 mm,ｱｽｺﾝ各種(2.30以上2.40t/m3未満) ,ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 ,しない<標準>(全ての費用) ,夜間割増無し ,溶融ｽﾗｸﾞ無し	m²	107			施工Ｐ　第 7 号
表層(車道･路肩部) 平均幅員1.4m以上3.0m以下 ,40 mm,ｱｽｺﾝ各種(2.30以上2.40t/m3未満) ,ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄPK-3 ,しない<標準>(全ての費用) ,夜間割増無し ,溶融ｽﾗｸﾞ無し	m²	190			施工Ｐ　第 8 号
1　式　　当り					

明細表　第　3号
仮設工

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
交通誘導警備員 交通誘導警備員B	人	9			単価表　第 2 号
1　式　　当り					

単価表　第　1号　　側溝清掃車運搬

単価表

（　100　）

金額：　　内容：L=12.6 km

1　m3　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
普通作業員	人	10.42			1×100/D
側溝清掃車運転	日	10.42			運転単価表
諸雑費	式	1			
	（	100	m3　当り		）
	（	1	m3　当り		）
*** 施工条件 *** 運搬距離　：L=12.6 km					

単価表　第　2号　　交通誘導警備員

単価表

（　　1　）

金額：　　内容：交通誘導警備員B

1　人　当り

名称・規格・条件	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要
交通誘導警備員B	人	1.0			
諸雑費	式	1			
	（	1	人　当り		）
*** 施工条件 *** 計上区分　：交通誘導警備員B 勤務時間帯　：昼間勤務					

諸　経　費　計　算　情　報

単価適用年月日	令和 8年10月 1日
単価適用地区	高知土木事務所　１地区(南部地区)
工種区分	舗装工事
ＩＣＴ補正（３次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理）	補正しない
技術者間接費の計上有無	計上しない
機器単体費の計上有無	計上しない
施工地域・工事場所区分の補正（共通仮設費）	一般交通影響有り（２）－１
除雪工事で営繕費の補正を行う場合の補正	補正しない
施工地域・工事場所区分の補正（現場管理費）	一般交通影響有り（２）－１
堤頂20ｍの補正	補正しない
緊急工事の補正	補正しない
前払金支出割合	３５％を超える（1.00）
契約保証に係る補正	金銭的保証
工事価格まるめ区分	万円まるめ
諸経費等率指定	率指定しない
現場環境改善費の計上有無	計上しない

諸　経　費　計　算　情　報

熱中症対策の補正有無	補正しない
猛暑日期間（工期設定に関する事項）	猛暑日の期間を含まない

公　表　単　価　一　覧　表

名称・規格1・規格2	単　位	単　　価	摘　　要
残土処分費 ㈱大谷興産 高知市春野町芳原	m3	1,850	明細表　第１号 処分費 見積
不陸整正(W=1.4m未満) RM-30 補足材平均厚さ 28mm以上34mm未満	㎡	749	明細表　第２号 見積
不陸整正(W=1.4m以上3.0m以下) RM-30 補足材平均厚さ 28mm以上34mm未満	㎡	572	明細表　第２号 見積
ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物 再生ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(再生密粒度ｱｽｺﾝ(13))、小型車加算 (2t車)	t	20,020	施工Ｐ　第７号　ほか 見積

施　工　条　件　明　示　書

明示事項（説明書）

【工程関係】

１．他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・無

２．施工時期、施工時間及び施工方法の制限

道路工事協議書同意条件、特定建設作業届出書受理条件等によること。

３．当該工事の関係機関との協議の未成立事項

市道の通行制限を予定している。道路工事協議書を作成し、監督職員へ提出すること。

４．他官庁等の特定条件による影響・・・・・無

５．その他・・・・・無

【用地関係】

１．工事用地等の未処理部分・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

明示事項（説明書）

２．仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・無

【安全対策関係】

１．交通安全施設等の指定

指定はしないが、通行者の安全が確保できる対策を行うこと。

２．近接する公共施設・・・・・電気、電話、水道、下水道、ガス

施工前に各管理者に確認を行い、必要に応じて施工方法、防護方法等について協議し、監督職員へ報告すること。

監督職員の指示がある場合、地下埋設物等確認書を提出すること。

３．防護施設の必要・・・・・落石・土砂崩落・・・・・無

４．発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・無

５．発破作業等の制限・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

明示事項（説明書）

【工事用道路関係】

１．一般道路を搬入路として使用する場合

（１）経路、期限の制限

一般通行者を優先すること。通行制限が必要な場合は、事前に監督職員と協議すること。

（２）使用中及び使用後の処置

道路汚損させないこと。汚損させた場合は、速やかに応急処置を施すとともに、監督職員へ報告すること。

２．仮設路を設置する場合

（１）安全施設等の設置の必要

事前に監督職員と協議すること。

（２）工事終了後の措置・・・・・撤去

（３）維持及び補修の必要・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

明示事項（説明書）

３．一般道路の占用の必要

（１）範囲　　設計図書、道路工事協議書同意条件等による。

　　期間　　工事期間中

【仮設備関係】

１．仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・無

２．仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・無

３．仮設備の設計条件・・・・・無

【建設副産物関係】

１．残土の捨土条件・・・・・有

　　搬出先の名称　　㈱大谷興産

　　搬出先の所在地　　高知市春野町芳原字清水ヶ原887

　　距離　　3.6km

　　その他　　上記処理場所について、受注者からの提案で変更する場合は、施工計画時に発注者が各法令等に抵触しない適正な処分場所であることを確認のうえ変更することができる。

施　工　条　件　明　示　書

明示事項（説明書）

２．建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・・無

３．産業廃棄物の処理条件（*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）

（１）処理場所　　アスファルト：　高知市春野町弘岡下

ｶｯﾀｰ汚泥：　高知市円行寺

処理方法（指定）　アスファルト：再生処理

ｶｯﾀｰ汚泥：改良土化、肥料化、天日乾燥、造粒固化、脱水、薬剤固化

処理場の受入条件

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の条件明示であり指定事項ではない。

【公害対策関係】

１．公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限

高知市公害防止条例、特定建設作業届出書受理条件等によること。

施　工　条　件　明　示　書

明示事項（説明書）

騒音、振動、粉じん等には十分注意し施工すること。

２．第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・・無

【工事支障物件関係】

１．地上、地下等の支障物件

各施設管理者に確認すること。

２．地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・無

【排水工（濁水処理を含む）関係】

１．濁水、湧水等の処理対策の指定

指定はしないが、必要に応じて処理対策を行うこと。

【現場環境改善関係】

１．現場環境改善費・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

明示事項（説明書）

【その他】

１．工事用資機材等の保管指定・・・・・無

２．工事現場発生品の処理指定・・・・・無

３．支給資材及び貸与品・・・・・無

４．工事用電力等の指定・・・・・無

５．交通誘導警備員の配置

（１）工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置人数は下記を予定している。

交通誘導警備員Ｂ　　９　人

なお、交通誘導警備員の配置については、事前に監督職員と協議すること。

６．その他

施　工　条　件　明　示　書

明示事項（説明書）

現場着手前に、近隣者、関係者等に工事内容を周知すること。
疑義のある場合は、監督職員と協議すること。

特　記　仕　様　書

令和８年８月１日　改正

第１条　共通仕様書の適用

１　本工事の施工にあたっては、「高知市建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第２条　環境物品等の調達の推進（グリーン購入法）

１　本工事において「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

第３条　県内産資材の優先使用

１　本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注１：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注２：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第４条　木製型枠の使用について

１　木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと桟木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。

２　設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。ただし、止め型枠・バチ部への一般型枠の使用は可能とする。

３　高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/）林業振興・環境部木材産業振興課のページに掲載しているので参考にすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

４　木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を監督職員に提示することで確認とする。

５　木製型枠を使用できない事由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。

６　受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

第５条　木材等を使用した公共土木施設の実績調査について

１　本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず「木材等を使用した公共土木施設の実績調査表」を作成し提出しなければならない。

なお、調査表の作成要領、提出は以下のとおりとする。

２　調査表の作成要領、提出について

（１）調査様式（木材・木製型枠・木製看板を利用した公共土木工事実績調査表）を高知県ホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/）林業振興・環境部木材産業振興課のページからダウンロードする。

（２）記載要領を参考に必要事項を調査様式に記入し、電子納品物に格納し提出する。なお、紙納品の場合は、工事管理資料とは別にCD-R等に納めて工事完成後７日以内に監督職員へ提出すること。

第６条　工事現場における県内産木材の木製品使用について

１　受注者は、請負代金額（消費税含む）が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工事用仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

（１）ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

ア　掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）

イ　工事看板（１ヶ所以上）

ウ　バリケード（１品以上）

エ　木製クッションドラム（１品以上）

オ　交通安全管理等の標示板

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成８年３月）に準拠すること。

（２）上記１の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を得ること。

その場合は、上記１以外の仮設備、保安施設等の工事用仮設資材で木製品をできるだけ１品以上使用すること

例：現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等

注１：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加工したものとする。

注２：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。

注３：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。

注４：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に納めること。

第７条　個人情報の保護について

１　受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第８条　暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下この条において「不当介入」という。）の排除について

１　受注者は暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

３　受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。

４　受注者が不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

第９条　ダンプトラック等による過積載の防止について

１　積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２　さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３　過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

４　取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５　建設発生土の処理及び資材の購入等にあたって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６　以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第10条　軽油単価の適正な運用について

１　本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免税証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第11条　不正軽油の使用禁止

１　受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第 144 条の 32 の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。

①　軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの

②　軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの

③　自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

２　受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第12条　工事実績データ作成、登録

１　高知市建設工事共通仕様書共通編１－１－１－６に基づき、受注者は、請負代金額500 万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に受注・変更（工期、請負代金額、技術者）・完成・訂正時の工事実績データを登録しなければならない。

第13条　公共事業労務費調査に対する協力

１　本工事が高知県の実施する公共事業労務費調査の対象工事になった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

２　調査票等を提出した事業所を高知県が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

３　公共事業労務費調査の対象工事になった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

４　受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前３項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第14条　再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

１　受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が 100 万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が 500m3 以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン 様式１）を建設副産物情報交換システム（以下「コブリス・プラス」という。）により作成し、提出しなければならない。

２　受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が 100 万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が 500m3 以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン 様式２）をコブリス・プラスにより作成し、提出しなければならない。

３　受注者は、500m3 以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壌汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。

４　受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。

５　受注者は、500m3 以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。

６　受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。

７　受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から５年を経過する日まで保存すること。

（参考）コブリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ（https://fkplus.jacic.or.jp/）より、利用申請等を行うことができる。

第15条　産業廃棄物管理票等の提出

１　受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのＥ票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのＢ２票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後すみやかにＥ票の写しを提出しなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

第16条　建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影し、設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（１）建設副産物の処理数量を重さ（「ｔ」）の単位とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面の写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に１工程以上（以下「代表写真」という。））

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①を提出し、②の記録を提示する。

（２）建設副産物の処理数量を体積（「m3」）の単位とする場合

次の１）から３）のうち、いずれかの方法により確定する。

1）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面の写真撮影をする。（代表写真）

2）前記「（1）建設副産物の処理数量を重さ（「ｔ」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

・コンクリート塊（鉄筋）　2.5　(t/m3)
・コンクリート塊（無筋）　2.35（t/m3)
・アスファルト塊　2.35（t/m3)
・掘削土（土砂）　1.8　(t/m3)
・掘削土（軟岩）　2.2　(t/m3)
・掘削土（硬岩）　2.5　(t/m3)

3）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあて写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面の写真撮影をする。（全車写真）

④受注者は、監督職員に②③を提出する。

（3）受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあて写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面の写真撮影をする。（全車写真）

（4）建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面の写真撮影をする。（代表写真）

③受注者は、監督職員に②を提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第17条　監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1　工事の施工について、監督職員の立会を要する工種は施工計画打合せにより定めるものとする。

第18条　施工管理

1　高知市土木請負工事技術管理指針に基づき実施することとする。

第19条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の１から３の全てを実施することとする。

1　対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知市土木請負工事技術管理指針の第９条（写真管理）（２）撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://wwwcryptrec.go.jP/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

２　デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、前項１の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知市土木請負工事技術管理指針の第９条（写真管理）（２）撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３　小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項２に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に、受注者は URL「https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第20条　排出ガス対策型建設機械

１　本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年10月８日付建設省経機発第249号　最終改正平成22年３月18日付国総施第291号）、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年３月17日）」もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年３月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。また、請負代金額（税込み）が５千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとし、施工状況写真に格納すること。

機　種

・バックホウ
・トラクタショベル（車輪式）
・ブルドーザ
・発動発電機（可搬式）
・空気圧縮機（可搬式）
・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの　油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

第21条　交通誘導警備員の配置について

１　交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第４条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

２　交通誘導警備員Ａが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、１人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

３　交通誘導警備員Ａが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導警備員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行ったうえ、交通誘導警備員として専任させること。

４　交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備会社からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合は、事前に移動距離および移動時間が確認できる資料及び「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を複数の警備業者より徴収し、監督職員に提出・協議を行うこと。

必要と認められる経費については、設計変更の対象とするものとする。

（交通誘導警備員Ａ・Ｂの定義）

交通誘導警備員Ａ：警備業者の警備員（警備業法第２条第４項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第１条第４項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員Ｂ：警備業者の警備員で、交通誘導警備員Ａ以外の交通誘導に従事するもの

第22条　安全・訓練等

１　安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、本工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間（月２回に分割可）を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

（1）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
（2）本工事内容等の周知徹底
（3）工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
（4）本工事における災害対策訓練
（5）本工事現場で予想される事故対策
（6）その他、安全・訓練等として必要な事項

２　安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

３　安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を写真、工事日誌等に記録し、提出するものとする。

第23条　低騒音型・低振動型建設機械

１　本工事の施工は「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成９年建設省告示第1536号、一部改正平成13年国土交通省告示第487号）」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、同規定に記載されていない機種・規格の建設機械により施工する場合はこの限りではない。なお、低騒音型建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督職員と協議し、普通型の建設機械を使用することが出来る。

第24条　交通安全管理

１　受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、「道路工事の安全施設設置要綱（案）」（平成８年３月）等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。

第25条　交通規制

１　受注者は施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、規制の計画を監督職員に提出するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。

第26条　制限車輌の使用許可

１　道路法第47条第１項および道路交通法等で制限された車輌を使用する場合は、許可証の写し（コピー）を監督職員に提出すること。

第27条　再生資材の使用

１　再生資材の使用にあたっては、プラント再生舗装技術指針及びコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）等を遵守のうえ、適正な品質を確保すること。

また、資材及び適正な品質を確保できない場合は、監督職員と協議すること。

第28条　アスファルト舗装（表層）における石灰石使用

１　車道のアスファルト舗装において、表層のアスファルト混合物に使用する骨材に石灰石を使用してはならない。ただし、以下の場合はこの限りでない。

（1）車道のアスファルト舗装工（表層工）において、表層に再生アスファルト混合物を使用する場合のアスファルトコンクリート再生骨材に含まれている石灰

石。ただし、補足材には石灰石を使用してはならない。

（2）車道の路上再生表層工において、既設アスファルト舗装に含まれている石灰石。ただし、補足材には石灰石を使用してはならない。

2　特にすべり止め効果を期待する場合は、本項１のただし書きは適用しないものとする。

第29条　事業損失防止対策

1　工事の施工にあたっては、建設公害の発生に充分留意して施工すること。(公害の予想される工種についてはあらかじめ地元関係者との協議および家屋調査、騒音、振動等の調査を行うとともに監督職員と協議して工事の円滑な施工に基づき実施しなければならない。)

2　地盤変動を原因とする事業損失

（1）施工に伴う被害が予想され、発注者が家屋等の事前調査を実施している工事については、工事契約締結時『工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償に関する覚書』を締結すること。(覚書締結指定工事　表紙に記載)

（2）工事中に被害が発生する恐れが生じた場合もしくは工事完了後被害が生じた場合は、その時点で『工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償に関する覚書』を締結すること。

第30条　地盤改良工事（六価クロム溶出試験）

1　地盤改良を行う場合は、土質試験を行い改良材及び配合量の確認を行うものとする。なお、試験結果によるものについては設計変更の対象とする。

2　上記により改良材がセメント系固化材に確定した場合、六価クロム溶出試験を行い、試験結果を提出するものとする。なお、試験方法は、セメント及びセメント固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

第31条　生コンクリートの使用

1　生コンクリートを使用する場合は、高知県土木部制定「高知県建設工事共通仕様書」によるものとする。

2　コンクリートの材令２８日強度試験については、「高知県生コンクリート工業組合技術センター」において行うものとする。

第32条　工事施工区間の既存表示鋲（基準点、境界鋲、水道、ガス等）の保護および復旧

1　受注者は、着工前に工事予定区間における既存表示鋲（以下「表示鋲」という）の調査を行い、すみやかに監督職員に報告を行うこと。

2　受注者は、工事に際しやむを得ず表示鋲を除去しなければならない時は、関係機関と協議を行い、その対策を講ずること。

3　受注者は、施工時において表示鋲に損傷または破損を生じた場合は、すみやかに当該表示鋲の管理者と協議し、復旧しなければならない。

4　受注者は、工事に際し一般の通行に供する部分に設置した測点、仮ＢＭ等の鋲及び杭について工事完了後、必要なものを除き、すみやかに撤去すること。

第33条　宅地内からの排水口について

1　使用されているか否か十分に確認（記録に残す）を行い対応すること。

2　排水口については逆流防止対策等、監督職員と協議を行い実施しなければならない。

第34条　道路区域内の工事における標示施設の設置について

1　供用中の公共道路に係る工事を行う場合は、「道路工事における標示施設等の設置基準の一部改定について（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日　国道利第37号・国道国防第205号）」に基づき、安全対策を講じなければならない。

参考）道路工事現場における標示施設等の設置基準における道路工事の標示について（運用）

道路課ホームページhttp://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170701/)

第35条　法定外の労災保険の付保

1　本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第36条　設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第18条から第20条及び第22条から第25条並びに高知市建設工事共通仕様書共通編１－１－１－14 から１－１－１－16 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては「工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和３年４月（高知市)」によることとする。

第37条　舗装版の切断作業時に発生する排水の処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとする。

また、処理数量については、処理実績により変更契約するものとする。

なお、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第38条　舗装打換え工について

1　事前に現地において既設の舗装構成を確認すること。調査の結果、設計書に示す舗装構成と異なる場合は速やかに監督職員と協議を行う。

第39条　「週休２日制工事」の実施について

【港湾請負工事積算基準書、漁港漁場関係工事積算基準書における発注工事を除く】

本工事は、高知市「週休２日制工事」実施要領における「週休２日制工事」（月単位）の対象工事である。詳細については、下記に掲載する同要領を参照とすること

高知市技術監理課ホームページ内

（https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html）

第40条 工事施工中の情報共有システムの活用について

１ 本工事は、監督職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の受注者希望型工事である。契約後、受発注者間の協議により活用を決定する工事である。

なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン(案)（高知市)」によること。

２ システムを活用する際は、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

（1）情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

（2）サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い 適正な処置を行う旨

（3）（2）の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨

３　受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第41条 電子納品について

１　本工事は、工事完成図書を電子媒体で納品することにより、業務の効率化、省資源等を図る電子納品活用の受注者希望型工事である。

なお、詳細については「電子納品運用に関するガイドライン 工事編(高知市)」によること。

第42条 暴力団等の反社会的勢力の排除等

１　受注者は、本工事により生じる残土・産業廃棄物の処分を委託する事業者に対し、暴力団員等反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律並びに当該自治体の暴力団排除条例に定義される者を含む）との関係について確認を行うこと。また、発注者が要求した場合は確認を行った書類を提出するものとする。

なお、当該事業者が反社会的勢力であると判明した場合、発注者は当該契約を解除し、受注者はこれに伴う一切の責任を負うものとする。

第43条 登録ストックヤードへの搬出

１　受注者が建設発生土を国の「ストックヤード運営事業者登録制度」に基づく登録ストックヤードへ搬出する場合は、登録事業者が搬入から最終搬出まで適正に管理することとされていることから、受入れ先に係る関係法令に基づく許認可及び暴力団員等反社会的勢力との関係についての確認並びに登録ストックヤード以降の搬出先に係る確認は要しないものとする。

２　登録ストックヤードへ搬出した場合は、搬入確認のため、登録事業者が発行する土砂受領書（伝票等）の写しを発注者へ速やかに提出すること。

第44条　中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

１　本工事等に、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）が含まれている場合において、その調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、受注者より協議があった場合には、調達検討資材に該当することを確認の上で、設計変更の対象とする。

２　調達検討資材は下記を想定している。これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

【調達検討資材】

（1）　管路材

塩化ビニル管、ポリエチレン管、FEP 管、各種樹脂製継手

（2）　シート・繊維製品

吸出防止材、防草シート、遮水シート、止水シート、防水シート、不織布、ジオテキスタイル

（3）　ゴム・樹脂製品

ゴム支承、ゴムジョイント、止水板、樹脂製目地材、樹脂製安全施設部材、FRP 製品

（4）　塗装・補修材料

シンナー、エポキシ樹脂塗料、ウレタン樹脂塗料、エポキシ樹脂系接着剤、エポキシ樹脂系注入材、ウレタン樹脂系材料

（5）　軽量盛土材料

発泡ポリスチレン製品（EPS ブロック等）

3　受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

4　受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。
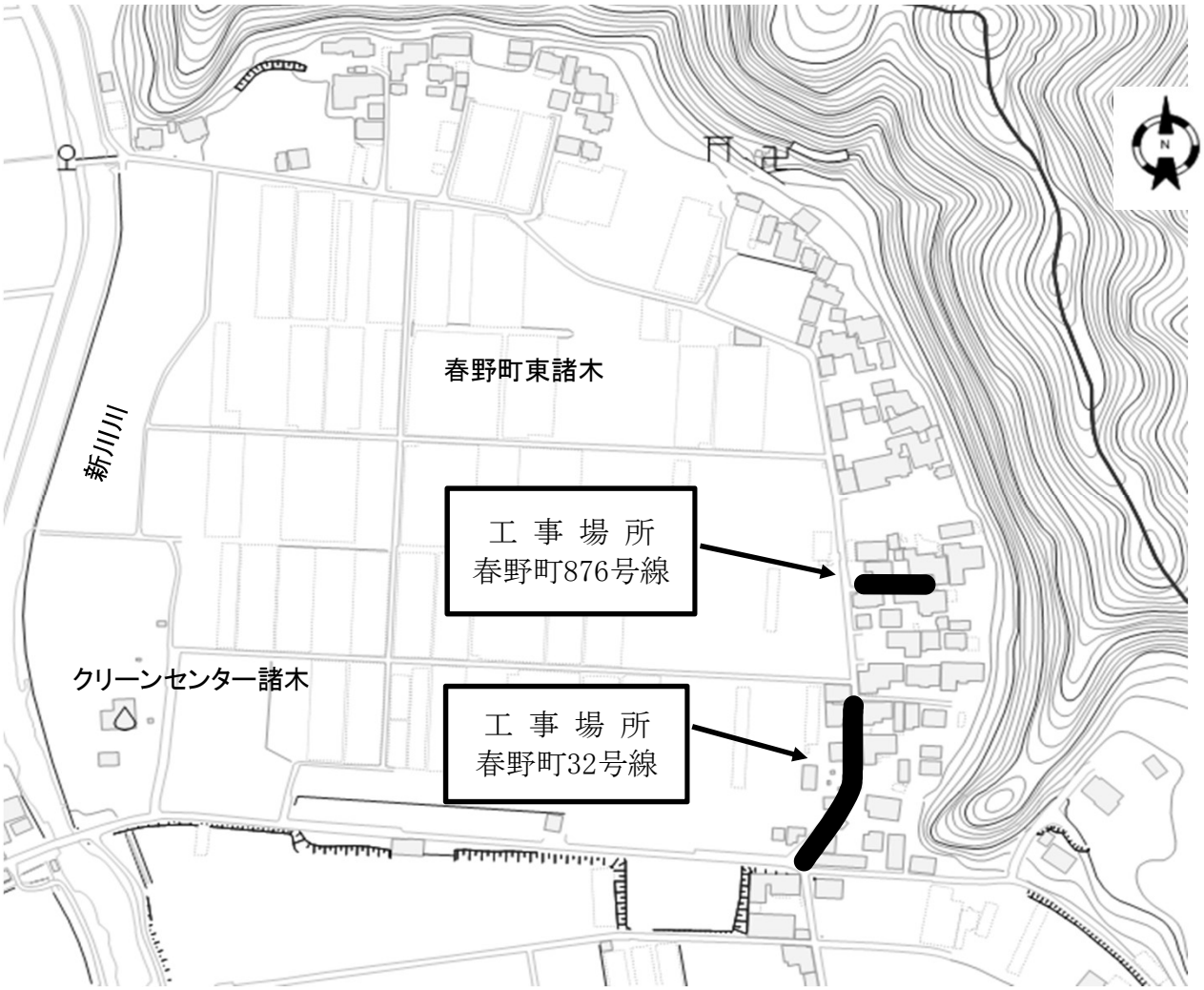
位　置　図